

[事案 20-42] 障害給付金請求

- ・平成 20 年 10 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 5 月 19 日 和解成立

< 事案の概要 >

ケガをした左眼が約款所定の「障害給付金 3 級 12 号」に該当するとして、障害給付金の支払を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 17 年に左眼をケガし、現在も後遺症が残存している。障害給付金を請求したところ、診断書で左眼視力が 0.6 となっており、約款規定の障害状態に該当しないとの理由で障害給付金が支払われなかった。しかし、視力検査時の姿勢は、左眼の黒目が左斜め上にあるため、正面を向いた姿勢ではなく、無理な姿勢で顔/体を斜め 45 度位にひねって測定した場合の視力である。別の医師による診断書では、正面を向いての視力測定では、指数弁 5 cm^(注)で、正面を向いた場合は、左眼では正面のものは見えない状態である。視力検査は正面を向いた状態でなされるべきであり、正面視での視力は約款規定の障害状態に該当しており、傷害特約の約款「障害給付割合表 第 3 級 12 号(1 眼の視力を全く永久に失ったもの)」と認定し、障害給付金を支払ってほしい。

(注)指数弁とは、視力が 0.01 以下のとき被検者の眼前で指を広げその本数を正答できる最長距離により視力を表すもの。「1m/指数弁」、「50cm/指数弁」等と表記し、「50cm/指数弁」は視力 0.01 に相当する。

< 保険会社の主張 >

申立人が主張する傷害特約の障害給付金の 3 級 12 号の規定は「1 眼の視力を全く永久に失ったもの」であり、当該障害状態の定義は約款備考欄に記載のとおり、「万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定し、その視力が 0.02 以下になって、回復の見込みのない場合をいう」という定めになっている。

申立人提出の診断書によると、視力測定の結果、左眼視力は「0.6」となっており、「1 眼の視力を全く永久に失ったもの」には該当しない。従って、申立人の障害給付金請求には応じることは出来ない。

なお、約款に定める視力の測定方法は、上記のとおりであり、見えないことを前提とし、見えないように測定した測定方法に関しては、意見を言うことができない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書および診断書等にもとづいて審理を行い、視力の測定方法等についての裁定審査会の見解を伝え、あっせんを行ったところ、保険会社より和解案の提示があった。申立人に対し同案を提示したところ、了承が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。

<参考> 傷害特約「給付割合表」備考(抜粋)

3. 眼障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。